

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 149 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 13

今回は、「収益認識に関する会計基準（案）」（以下、基準案）、および「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、適用指針案）における表示・注記についてご説明いたします。

【貸借対照表科目の表示科目】

表示科目について基準案では、以下の様に記載されています。

企業が履行している場合又は企業が履行する前に顧客が対価を支払う場合には、企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は債権を適切な科目をもって貸借対照表に表示する（基準案 76）。契約資産と債権を貸借対照表に区分して表示しない場合はそれぞれの残高を注記する（基準案 76）。

経過措置として、契約資産と債権について、貸借対照表に区分して表示しないことができる。その場合、それぞれの残高も注記する必要はない（基準案 85 参照）。

なお、当該区分表示の要否は、公開草案が適用される時（平成 33 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む）に検討される（基準案 137）。公開草案に定められている損益計算書における顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）の区分表示の要否についても、同じく本会計基準が適用される時までには検討される（基準案 137）。

また、適用指針案では、以下の様に記載されています。

返金負債の決済時に顧客から商品又は製品を回収する権利として認識した資産（適用指針案 88 参照）は、返金負債と相殺表示してはならない（適用指針案 103）。適用指針案 89 に従って計上された工事損失引当金は、貸借対照表の流動負債の区分に、その内容を示す科目をもって表示する。また、当該工事損失引当金の繰入額は、損益計算書の売上原価として表示する。なお、同一の工事契約に関する棚卸資産と工事損失引当金がともに計上されることとなる場合には、貸借対照表の表示上、相殺して表示することができる（適用指針案 104）。

【注記】

注記について基準案及び適用指針案では、以下の様に記載されています。

顧客との契約から生じる収益については、以下を注記する（基準案 77,133）。

- ・ 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
 - ・ 企業が上記の履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
- （※）企業が履行義務を充足する通常の時点とは、例えば、商品又は製品の出荷時、引渡時、サービスの提供に応じて、あるいはサービスの完了時をいう。

公開草案を早期適用する段階では、各国の早期適用の事例及び我が国の IFRS 第 15 号の準備状況に関する情報が限定的であり、公開草案の注記事項の有用性とコストの評価を十分に行うことができないため、必要最低限の定めを除き、基本的に注記事項は定められていない（基準案 133）。しかし、公開草案が適用される時（平成 33 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む）に、注記事項の定めについても検討される（基準案 133）。

「収益認識に関する会計基準（案）」においては、これまでのワンポイント会計で説明してきた特定の状況又は取引における会計処理を検討するだけでなく、表示・注記についても、十分検討する必要があります。